

サービス産業分野における
新たな動態統計の枠組み(骨子)

(案)

平成 18 年 3 月
サービス統計研究会

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 背景 | 1 |
| 2 サービス産業分野の動態統計の体系 | 2 |
| (1) 現 状 | |
| (2) 課 題 | |
| 3 サービス産業分野の動態統計調査の整備 | 3 |
| (1) 統計の目的・利活用 | |
| (2) 位置付け | |
| (3) 新たな動態統計調査の創設 | |
| 4 新たな動態統計調査の概要 | 5 |
| (1) 調査の概要 | |
| (2) 調査実施に向けたスケジュール | |
| 5 今後の課題 | 9 |
| (1) 既存統計調査との関係の整理 | |
| (2) 構造統計についての検討 | |
| 別紙 1 標本設計の考え方 | 10 |
| 別紙 2 主な集計事項 | 12 |
| 別紙 3 結果表章に用いる産業分類 | 13 |
| 別紙 4 既存統計調査との関係 | 16 |
| (参 考) | |
| 参考 1 サービス統計研究会の開催について | 19 |
| 参考 2 サービス統計研究会開催実績 | 21 |
| 参考 3 「政府統計の構造改革に向けて」(抜粋) | 22 |
| 参考 4 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(抜粋) | 24 |
| 参考 5 第三次産業分野に係る既存の動態統計調査及び業務記録の整備状況等 | 25 |

はじめに

サービス産業分野における統計の整備は、喫緊の課題である。「政府統計の構造改革に向けて」(平成 17 年 6 月 10 日内閣府経済社会統計整備推進委員会)において、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる動態統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、検討の場を立ち上げることが提言され、さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)において、産業構造の変化等に対応した統計として、サービス統計を整備することが決定された。

これらを踏まえ、総務省統計局では、平成 17 年 7 月から、学識経験者、関係府省等から構成される「サービス統計研究会」(以下「研究会」という。)を開催し、サービス産業分野の統計を的確に整備することに向け、サービス産業分野全体の動向を明らかにする新たな動態統計の整備について検討を行ってきた。

本報告書は、その骨格について、これまでの研究会の検討結果を取りまとめたものである。

1 背景

近年、我が国の経済社会は大きく変化しており、経済のサービス化が一層進展している。全産業に占めるサービス産業(第三次産業)の割合をみると、GDPベース、就業者ベースで共に約7割を占めるなど、その重要性はますます高まっている。

このような中で、我が国の経済社会の実態を的確に把握できるようにするためには、経済活動の大部分を占めるサービス産業分野を対象

とする統計が、的確かつ体系的に整備されていることが必要である。

しかし、サービス産業については、業種が多様かつ多くの府省の所管にまたがっており、既存の統計は、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備が行われている現状となっている。このため、業種によっては統計が不足し、また、存在しても調査項目が不統一であるなど、サービス産業分野全体で体系的な整備がなされているとは言えない状態である。特に、月次ベースで生産・雇用等の状況を把握する動態統計については、各府省が一部の所管業種を対象に行っている統計を除けばほとんど整備されていないことから、QEを始めとする各種経済指標にも大きな影響を与えている。

2 サービス産業分野の動態統計の体系

(1) 現 状

【月次の統計】

月次ベースで売上高を把握している統計調査は、日本標準産業分類大分類の「J 卸売・小売業」をほぼカバーする指定統計の「商業動態統計調査」、及び各府省が一部の所管業種を対象に行っている「特定サービス産業動態統計調査」「通信産業動態調査」及び「建設関連業等の動態調査」を除けば、ほとんどの業種について統計が未整備となっている。

【四半期の統計】

四半期ベースで売上高を把握している統計調査は、指定統計である「法人企業統計」が存在するが、売上高の把握の単位が企業単位となっており、QE作成に必要な業種ごとの動向を把握するには十分でない。

【業務記録】

各府省が各種の届出や許認可等に基づいて保有している所管業種の業務記録の中にも経理事項等を把握しているものが存在するが、その大半は年次ベースであり、月次又は四半期ベースで把握しているものはほとんど見られない。

【その他年次・周期の統計】

売上高等の経理的側面から経済活動の実態を5年周期で捉えるベンチマークとしては、経済センサスの創設が検討されている。

このほか、サービス産業分野における年次又は周期による構造統計としては、各府省が個々の所管業種ごとに作成している統計が存在するが、業種によっては統計が不足するなど、体系的に未整備となっている。

(2) 課題

サービス産業分野においては統計の整備が不十分であり、特に、月次ベースの動態統計はほとんどの業種において未整備となっていることから、QEを始めとする経済指標の精度向上のためにも、サービス産業全体の動向を概括的に把握できる新たな月次ベースの動態統計を早期に整備することが必要である。

3 サービス産業分野の動態統計調査の整備

(1) 統計の目的・利活用

新たな動態統計は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明

らかにし、Q Eを始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

また、その主な利活用方策は、次のとおりである。

サービス産業全体の約2割（産出額ベース）に相当する業種において産出額の情報が不十分となっており、これらの業種を中心に、Q Eの推計精度の向上に資する。

生産と雇用の動向の関係などから、サービス産業における短期的な景気動向や雇用吸収などの雇用動向を明らかにする。

サービス産業に関する各種行政施策の基礎資料を提供する。

(2) 位置付け

新たな動態統計は、Q Eを始めとする各種経済指標の精度向上に寄与するものであることなどから、所要の精度を確保し、安定的な実施を図ることが必要であり、指定統計として整備することが望ましい。

(3) 新たな動態統計調査の創設

新たな動態統計の整備に当たっては、一部を除けばサービス産業分野のほとんどの業種で月次の統計調査が未整備であり、活用できる業務記録もないことから、既存の動態統計調査等との関係を整理した上で、新たな月次の統計調査を創設することが必要である。

4 新たな動態統計調査の概要

(1) 調査の概要

現時点における新たな動態統計調査の概要は、次のとおりとし、今後、企業ヒアリングや試験調査などにより、月次ベースでの売上高の把握可能性など、必要な検証を行うこととする。

調査事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 事業所全体の売上高（収入額）
- エ 事業所の従業者総数、常用雇用者数、正社員・正職員数及び派遣・出向者受入数
- オ その他

調査の範囲

- ア 調査の地域
全 国
- イ 調査の対象

次に掲げる産業を主産業とする事業所のうち、所定の方法により選定された事業所について行う。なお、企業単位でしか把握できない一部の産業については、企業を対象とする。

調査対象産業

日本標準産業分類大分類

- ・「H 情報通信業」
- ・「I 運輸業」
- ・「L 不動産業」
〔小分類「692 貸家業，貸間業」については、企業が業として行っているものに限定。〕
- ・「M 飲食店，宿泊業」
- ・「N 医療，福祉」
〔小分類「741 保健所」及び「752 福祉事務所」を除く。〕
- ・「O 教育，学習支援業」
〔中分類「76 学校教育」を除く。〕
- ・「P 複合サービス事業」
〔中分類「78 郵便局（別掲を除く）」を除く。
「79 協同組合（他に分類されないもの）」について引き続き検討。〕
- ・「Q サービス業（他に分類されないもの）」
〔中分類「91 政治・経済・文化団体」、「92 宗教」及び「94 外国公務」を除く。〕

注)・指定統計の存在や他業種との相違などのため、大分類「J 卸売・小売業」及び大分類「K 金融・保険業」は、調査の対象から除外している。
・既存統計との関係については、必要な事項の調整を行う（「5 今後の課題」参照）。

標本設計

標本の抽出は、産業（結果表章区分又はさらに細分化した区分）別に、大規模事業所については悉皆、小規模事業所については層化多段抽出法により行う。

前年同期比等の精度向上の観点から、同一標本を2年以上継続して調査する。また、記入者の負担に配慮し、一般に標本分散の小さい小規模事業所に関しては、定期的に標本のローテーションを行うこととする（別紙1参照）。

調査方法

調査は、調査員調査及び郵送・オンライン調査を併用し、毎月末日現在で行う。

集計事項

集計は、統計の目的・利活用を踏まえ必要な事項について行い、その表章地域は全国とする（別紙2参照）。

また、表章する産業分類は、原則、日本標準産業分類中分類のすべてとし、特に必要な産業については、小分類・細分類も表章する（別紙3参照）。

(2) 調査実施に向けたスケジュール

今後、本調査の実施に向け、調査対象の非協力等の懸念を勘案して、次のスケジュールに基づき、企業ヒアリングや試験調査において、各種の検証を十分に行う必要がある。

| | | |
|----------|---|--|
| 平成 18 年度 | ： | 企業ヒアリングによる多様な業種ごとの売上高の把握可能性など所要の事項についての検証・分析、標本設計、試験調査の実施の準備 |
| 平成 19 年度 | ： | 試験調査の実施・分析、本調査の実施の準備 |
| 平成 20 年度 | ： | 本調査の実施 |

なお、平成 18～19 年度の主な検証事項は、次のとおりである。

| |
|-------------------------|
| 毎月の売上高（収入額）の把握可能性の検証 |
| 事業所単位の売上高（収入額）の把握可能性の検証 |
| 売上高（収入額）の内容の確認 |
| 調査票の回収期間・督促事務量など調査方法の検証 |
| 四半期データ（速報値）の推計可能性の検証 |
| 標本切替に伴う誤差の推計 |
| その他調査項目の把握可能性などの検証 |

5 今後の課題

(1) 既存統計調査との関係の整理

サービス産業分野のうち一部の業種には、月次ベースの既存の動態統計調査が存在することから、これらの調査との関係を整理することが必要である（別紙4参照）。サービス産業全体の動向を明らかにする一つの統計表の作成に向け、既存統計調査の利活用の状況を考慮しつつ、新たな動態統計調査の調査方法や調査項目など具体的な設計の検討を進め、既存統計調査との関係については、試験調査までに必要な事項の調整を行い、試験調査の結果などを踏まえ、整理することが必要である。

(2) 構造統計についての検討

サービス産業分野における統計整備の観点から、母集団名簿の整備や当該産業分野に係る既存統計の整備の状況などを踏まえつつ、新たな構造統計を整備する方向で、別途検討することが必要である。